

## 第3 給与条例適用職員関係（手当）

### 1 給与の調整額

職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職を占める職員に対し、給料の一部として、給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給する。

条例第8条

#### (1) 支給範囲

別表第1の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に定める職員

規則7—16第1条

#### (2) 支給額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{調整基本額} \\ \text{(別表第2、別表第3)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整数} \\ \text{(別表第1)} \\ \hline \end{array}$$

規則7—16  
第2条

- (注) 1 定年前再任用短時間職員には別表第3の調整基本額を、それ以外の職員には別表第2の調整基本額を適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額は、調整基本額に調整数を乗じて得た額に、以下の数を乗じて得た数とする。
- a 定年前再任用短時間勤務職員  
職員勤務時間条例第2条第3項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- b 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員  
職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- c 育児休業法第18条第一項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された短時間勤務職員  
職員勤務時間条例第2条第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- 3 調整基本額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 給料の調整額が給料月額額の100分の25に相当する額を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。
- 5 給料の調整額について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 6 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあっては、当分の間、調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。
- 7 暫定再任用職員には、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規定を適用する（フルタイムの暫定再任用職員については、2の割り落としは行わない）。
- 8 令和5年4月1日より前に60歳に達して定年退職し暫定再任用職員となった者のうち、給料の調整額が支給されるものには、経過措置として別途附則に定める額を支給する。

規則7—16第3条の2  
規則7—16—51  
附則第2項、第3項  
規則7—16—51  
附則第4項、第5項

(3) 支給方法

その職員の給料月額に加え、給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—0  
第5条の3

昭和41年通知  
第164号

別表第1 適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
保健福祉部薬務課	麻薬取締員	3
水産林政部水産業振興課	(1) 漁業取締船に乗り組む船長及び機関長	2.5
	(2) 漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1.5
環境放射線監視センター	環境放射能等の監視測定、測定方法に係る調査研究等に従事する職員	1
保健環境センター	病理細菌技術者	1
食肉衛生検査所	(1) と畜検査員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）	3
	(2) 病理細菌技術者	1
中央児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを本務とする児童指導員（保健師、看護師及び准看護師を除く。）及び保育士	3
	(2) 一時保護の業務に従事することを本務とする児童指導員（保健師、看護師及び准看護師に限る。）	2
さわらび学園	(1) 児童自立支援専門員、児童生活支援員及び児童自立支援専門員助手	3
	(2) 職業指導員	
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	1
家畜保健衛生所	(1) 家畜の病性鑑定の業務に直接従事することを本務とする獣医師	2
	(2) 家畜の診療又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に直接従事することを本務とする獣医師	1.5
水産技術総合センター	(1) 漁業調査指導船に乗り組む船長及び機関長	2
	(2) 漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1
特別支援学校	教育に直接従事することを本務とする職員	1

<p>県立の中学校及び高等学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校</p>	<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員  (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員  (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（人事委員会が定める職員(※)に限る。）  ※ 県教育委員会の「学習支援室システム整備事業」の指定を受け、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る児童生徒に対し、個別指導計画に基づく専門的教育を行う学校に勤務する職員で、県教育委員会の指定により、当該教育に従事することを本務とする職員</p>	<p>1</p>
<p>宮 城 丸</p>	<p>(1) 海洋総合実習船に乗り組む船長及び機関長  (2) 海洋総合実習船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）</p>	<p>2. 5  1. 5</p>
<p>警 察 航 空 隊</p>	<p>(1) 航空機の操縦業務に従事する職員  (2) 航空機の整備業務に従事する職員</p>	<p>3  1</p>
<p>石 巻 警 察 署</p>	<p>(1) 警備艇に乗り組む船長及び機関長  (2) 警備艇に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）</p>	<p>2. 5  1. 5</p>

別表第2 調整基本額表(定年前再任用短時間勤務職員以外)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,700円
2級	8,600円
3級	9,800円
4級	10,500円
5級	10,800円
6級	11,400円
7級	12,300円
8級	13,000円
9級	14,700円
10級	16,300円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	8,900円
3級	9,600円
4級	10,800円
5級	11,500円
6級	11,800円
7級	12,300円
8級	12,700円
9級	13,300円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,100円
2級	11,300円
特2級	11,700円
3級	12,400円
4級	13,300円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,600円
2級	11,100円
特2級	11,400円
3級	12,000円
4級	12,900円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,200円
2級	9,500円
3級	11,000円
4級	11,900円
5級	14,800円

ヘ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	11,100円
2級	13,300円
3級	14,700円
4級	15,800円

ト 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,300円
2級	8,200円
3級	9,300円
4級	9,800円
5級	10,700円
6級	11,400円
7級	12,300円

チ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,200円
2級	9,500円
3級	9,800円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,800円

別表第3 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

イ 行政職給料表

職務 の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,300円
5級	8,800円
6級	9,500円
7級	10,800円
8級	11,800円
9級	13,300円
10級	15,800円

ロ 公安職給料表

職務 の級	調整基本額
1級	7,300円
2級	7,700円
3級	7,800円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,400円
8級	11,400円
9級	12,400円

ハ 教育職給料表(一)

職務 の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	8,300円
特2級	9,200円
3級	10,200円
4級	12,500円

ニ 教育職給料表(二)

職務 の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,200円
特2級	9,000円
3級	10,000円
4級	12,200円

ホ 研究職給料表

職務 の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	7,800円
3級	8,600円
4級	9,800円
5級	11,600円

ヘ 医療職給料表(一)

職務 の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,900円
4級	14,100円

ト 医療職給料表(二)

職務 の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,400円
4級	7,800円
5級	8,500円
6級	9,500円
7級	10,800円

チ 医療職給料表(三)

職務 の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,900円